

建設業や製造業で環境管理担当となった初任者でも 騒音・振動・悪臭等の対策に役立つ法律の全体像が やさしくわかる入門書！

はじめての人でもよく解る！

やさしく学べる 騒音・振動・悪臭規制の法律

はじめての人でもよく解る！

やさしく学べる 騒音・振動・悪臭規制の法律



村頭 秀人

【著】

環境法令管理担当となった初任者が、はじめに知っておきたい
感覚公害（騒音・振動・悪臭等）の規制に関する法令の
基礎事項を網羅した入門書！

第一法規

A5判 148頁

定価2,860円（本体：2,600円＋税10%）

村頭 秀人【著】

章末の **チェックリスト** で
業務や法令などの
重要ポイントが確認できる！

3 感覚公害

(1) 「感覚公害」の意義

「感覚公害」という言葉があります。これは法律上の用語ではありませんので、法律上の定義はありません。

このため、感覚公害の定義あるいは意義は文献によってまちまちですが、筆者は「人の感覚によって感知される公害」と定義するのが適切だと考えています。

感覚公害に該当する公害は、典型7公害に該当するものもありますが、そうでないものもあります。典型7公害の中で感覚公害に該当するのは、騒音、振動、悪臭の3つです。また、2で述べた典型7公害でない公害の中で、感覚公害に該当するのは、日照、景観、眺望、化学物質過敏症、光害、香害です。

(2) 感覚公害の特徴 (1) …苦情（あるいは紛争）の数の多さ

感覚公害の第1の特徴は、感覚公害でない公害に比べて、苦情（あるいは紛争）が非常に多いということです。このことについては、本章の4の公害に関する統計のところでも述べます。

感覚公害は「人の感覚によって感知される公害」ですので、そうでない公害に比べて発覚しやすいのは当然であるといえます（感覚公害でない公害は、人の通常の感覚では感知されない物質や現象について、何らかのきっかけで調査・測定等がなされて初めて発覚することになります）。

(3) 感覚公害の特徴 (2) …軽微な公害（？）

感覚公害の第2の特徴として、しばしば、「人の感覚に影響する公害であって、人の健康に直接的被害を及ぼすものではない」というニュアンスの説明がなされます。

【コラム-今はなき公害】

公害の中には、「昔は社会的に大きな問題となったが、今は全く発生しなくなった」という珍しいものがあります。それが「黄害」（おうがい、こうがい）です。

かつて、列車のトイレは、排泄物を何の処理もせず、そのまま列車下の線路上に排出する方式がとられていました。このため、列車から排出された排泄物が線路上に散乱していることが珍しくなかったのです。

このことにより、鉄道線路の近隣住民や保線作業員は、悪臭、不快な景観、害虫の発生等の被害に悩まされました。これが「黄害」と呼ばれた公害です。

昭和末期まで、トイレのドアに「停車中は使用しないでください」と掲示された列車が一部で走行していました。これは、停車中にトイレを使用すると、排泄物が駅構内の線路上に堆積してしまっような被害が発生するため、それを避けるための掲示でした。

現在は、列車のトイレは、排泄物については、走行中に車内で薬品で処理した上で車両基地で抜き取って処分する、という方式になりましたので、黄害が発生することは全くなりなくなりました。

豆知識として
役立つコラムも
多数収録！

感覚公害の規制に関する
法律の基礎を図表等を用いて
初任者にも
わかりやすく解説。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

【目次】

はしがき

第1章 公害のいろいろ

1 「公害」の意義

- (1) 辞書の意義
- (2) 法律上の定義（環境基本法）
- (3) 両者の相違点
- (4) 環境基本法上の「公害」に該当するかどうかで問題になる場面

2 いろいろな公害

- (1) 典型7公害
- (2) 典型7公害以外の公害

3 感覚公害

- (1) 「感覚公害」の意義
- (2) 感覚公害の特徴 (1) …苦情（あるいは紛争）の数の多さ
- (3) 感覚公害の特徴 (2) …軽微な公害 (?)
- (4) 感覚公害を問題にする意義

4 公害に関する統計（新型コロナ禍の影響）

- (1) 公害に関する公的な統計
- (2) 公害別の特徴
- (3) 件数の推移…新型コロナ禍の影響

【チェックリストで確認 第1章のポイント】

第2章 騒音

1 音とは何か・音の性質の表し方

- (1) 音の意義・媒質による区別
- (2) 周波数（音の高さ）
- (3) 音圧・音圧レベル（音の大きさ）

2 騒音の意義と性質

- (1) 騒音の定義
- (2) 騒音の発生源
- (3) 騒音の大きさの表し方
- (4) 日常生活で接する音の騒音レベル
- (5) 時間率騒音レベル・等価騒音レベル
- (6) FASTとSLOW（動特性または時間重み付け特性）
- (7) 人に対する影響が生じないために望ましい騒音のレベル

3 騒音の測定方法

- (1) 騒音計についての法律上の条件
- (2) 測定方法

4 騒音により生ずる被害

- (1) 直接的影響
- (2) 間接的影響

5 騒音の基準値・規制値

- (1) 環境基準と規制基準の性格
- (2) 環境基準
- (3) 規制基準

【チェックリストで確認 第2章のポイント】

【コラム一賃貸マンションの賃貸人の責任】

第3章 低周波音

1 低周波音とは何か

- (1) 低周波音・超低周波音・可聴域の低周波音
- (2) 低周波音の聞こえ方・感じられ方
- (3) 「低周波」か「低周波音」か

2 低周波音の発生源

3 低周波音による影響（被害）の内容

- (1) 低周波音による物理的影響の内容
- (2) 低周波音による身体的影響の内容
- (3) 低周波音により身体的影響が生じる理由

4 低周波音についての目安の数値

- (1) 環境省の「低周波音問題対応の手引書」と「参照値」
- (2) 消費者庁の報告書
- (3) 環境省の「低周波音問題対応の手引書」と消費者庁の報告書についての注意点
- (4) 低周波音の測定

5 体感調査

- (1) 体感調査の重要性
- (2) 体感調査の結果、苦情者は低周波音を感知していないことが判明した場合

【チェックリストで確認 第3章のポイント】

【コラム一風力発電の風車の音】

【コラム二水中の音による水中生物への影響】

第4章 振動

1 振動の意義と発生源

- (1) はじめに…騒音と振動
- (2) JISによる振動の定義
- (3) 日常用語による振動の説明
- (4) 振動の発生源

2 振動の性質の表し方

- (1) 周波数
- (2) 振動の大きさの表し方の概略
- (3) 振動の大きさの表し方

3 振動に関する知識

- (1) 振動計の検定
- (2) 振動と騒音の相違点

4 振動により生ずる被害

- (1) 低周波音の影響と振動の影響とが混同される可能性
- (2) 心理的影響
- (3) 生理的影響
- (4) 物理的影響

5 振動規制法による振動の規制

- (1) 規制対象となる振動
- (2) 規制対象地域
- (3) 規制の内容

【チェックリストで確認 第4章のポイント】

【コラム一振動と低周波音を見分ける方法】

第5章 悪臭

1 悪臭の意義

- (1) 悪臭防止法上の表現（「不快なおい」）
- (2) 菓子製造工場において「悪臭」であるとした裁判例
- (3) 環境省の見解
- (4) まとめ

2 悪臭の発生源

3 悪臭の尺度と測定方法

- (1) においの強さを表す尺度
- (2) においの測定方法（規制方法）

4 悪臭防止法や条例による悪臭の規制

- (1) 規制対象
- (2) 2つの規制方法（物質濃度規制と臭気指数規制）

- (3) 物質濃度規制の内容
- (4) 臭気指数規制の内容
- (5) 条例による悪臭の規制

5 悪臭の測定方法の特徴

- (1) 専門業者・専門家による必要がある
- (2) 連続測定ができない
- (3) 風の影響が大きい

【チェックリストで確認 第5章のポイント】

【コラム一においセンサー】

第6章 苦情への対策

1 被害の主張に関する法律問題

- (1) 被害者は何が主張できるか
- (2) 受忍限度論
- (3) 違法性段階説
- (4) 差止請求の問題点…抽象的不作為請求
- (5) 損害賠償請求の問題点

2 苦情者がとりうる公的手続

- (1) 本訴訟
- (2) 仮処分
- (3) 裁判所の調停
- (4) 都道府県公害審査会等の調停
- (5) 公害等調整委員会の責任裁定・原因裁定
- (6) ADR（裁判外紛争解決手続）、特に弁護士会の紛争解決センターの手続

3 苦情への事前の対策

- (1) 法令の順守
- (2) 周辺住民への事前の説明
- (3) 苦情への対応体制の確立

4 苦情を受けたら（公的手続を提起された場合も含む）

- (1) 基本的な方針
- (2) 苦情の内容をよく検討し、反論すべきことは反論する
- (3) 苦情者の主張が正当である場合には、誠意をもって対応する
- (4) 苦情者から公的手続を起されたら

5 加害者側からとりうる公的手続

【チェックリストで確認 第6章のポイント】

【コラム一判例・裁判例】

索引

詳細・試し読み・お申込みはコチラ

＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



Q 第一法規

検索

CLICK!



申込書（第一法規刊）

はじめての人でもよく解る！ やさしく学べる騒音・振動・悪臭規制の法律

●定価2,860円（本体2,600円＋税10%）【コード095547】

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。（いずれかを✓で選択ください。） □代金引換により支払います。 □現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのお購入金額
（商品の税込価格＋送料）の合計が

1万円以下の場合、330円（税込）
3万円以下の場合、440円（税込）
10万円以下の場合、660円（税込）

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いた
だけません。

年 月 日

ご住所

機関名

部署名

☐ 公用
☐ 私用

フリガナ

ご氏名

TEL

E-mail

@

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（https://www.daiichihoeki.co.jp/support/contact/contact.php）からフリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛にお送りください。

■宛先

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印